# 本号で公布された法令のあらまし

**◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三三四号）（国土交通省）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三八号）の施行期日は令和四年一一月一日とすることとした。

**◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三三五号）（国土交通省）

一　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるその利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物の基準は、次のいずれにも該当することとした。（第二条第三項関係）

㈠　当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物をその本来の用途に供することができない状態となったと認められること。

㈡　当該建築物の建築時からの経過年数が建築物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大臣が定める耐用年数を超えていること。

2　法第二条第三項第九号の政令で定める災害対策の実施の用に供する施設は、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設及び貯水槽とすることとした。（第四条関係）

3　法第二条第三項第一〇号の政令で定める再生可能エネルギー発電設備の要件は、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を災害時において地域住民その他の者に供給することとした。（第五条関係）

4　法第一三条第三項の政令で定める長期にわたる土地の使用を要する事業は、次に掲げる事業（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため特定所有者不明土地を使用するものを除く。）とすることとした。（第一〇条関係）

㈠　法第二条第三項第一号に掲げる事業（道路法による道路の整備に関するものを除く。）又は同項第六号に掲げる事業であって、当該事業により整備される施設と同種の施設がその周辺の地域において不足している区域内において行われるもの

㈡　法第二条第三項第八号から第一〇号までに掲げる事業

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律に、法を追加することとした。（第四五一号関係）

三　附則関係

この政令は、法の施行の日（令和四年一一月一日）から施行することとした。

**◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令**（政令第三三六号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに新大阪駅周辺地域を定める等することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百三十四号**

## 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十一月一日とする。

法務大臣　葉梨　康弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百三十五号**

## 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第二項並びに第三項第九号及び第十号並びに第十三条第三項並びに公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部改正）

**第一条**　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（簡易建築物等の要件）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第二条第二項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物をその本来の用途に供することができない状態となったと認められること。